若葉区自主企画事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条　区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

（補助事業、対象者、経費及び補助金額等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者及び補助対象経費、補助金額等は別表のとおりとする。

（１）地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

　ア　地域づくり活動支援事業

　イ　区テーマ解決支援事業

　ウ　地域拠点支援事業

（２）区民ふれあい事業

区民意識醸成及び区の魅力向上に資する事業

ア　若葉区民まつり事業

イ　千葉市いちごマラソン支援事業

（交付の申請）

第３条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

（１）地域活性化支援事業

 ア 若葉区自主企画事業（若葉区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第１号）

 イ 事業計画書（様式第４号）

 ウ 収支予算書（様式第６号）

 エ その他区長が必要と認める書類

（２）区民ふれあい事業

 ア 若葉区自主企画事業（若葉区民まつり事業）補助金交付申請書（様式第２号）

 イ 事業計画書

 ウ 収支予算書

 エ 実行委員会規約又は会則

 オ 実行委員会構成員名簿

 カ その他区長が必要と認める書類

（３）千葉市いちごマラソン支援事業

　　ア　若葉区自主企画事業（千葉市いちごマラソン支援事業）補助金交付申請書（様式第３号）

　　イ　事業計画書（様式第５号）

　　ウ　収支予算書（様式第６号）

　　エ　実行委員会規約又は会則

　　オ　実行委員会構成員名簿

　　カ　その他区長が必要と認める書類

（交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の１０分の１に満たないものについてはこの限りでない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、予め区長の承認を受けること。

（３）事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他区長が必要と認める事項

（交付決定通知及び不交付決定通知）

第５条　規則第６条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第７号）によるものとする。

２　補助金を交付することが不適当と認められるときは、若葉区自主企画事業補助金不交付決定通知書（様式第７号の２）により通知する。

（変更等の承認）

第６条　第４条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、若葉区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第８号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

（１）事業変更計画書

（２）変更計画に係る収支予算書

（３）その他区長が必要と認める書類

２　区長は、前項の申請書及び添付書類により内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更、事業の中止又は廃止を承認したときは、若葉区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第９号）により通知し、承認しないときは、若葉区自主企画事業変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第９号の２）により通知するものとする。

（交付の請求）

第７条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金交付請求書（様式第１０号）に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第７号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金一括事前交付請求書（様式第１１号）に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第７号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、若葉区自主企画事業実績報告書（様式第１２号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

（１）事業報告書

（２）収支決算書

（３）その他区長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第９条　規則第１３条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第

１３号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第１０条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第１４号）によるものとする。

（返還命令）

第１１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、若葉区自主企画事業補助金返還命令書（様式第１５号）によるものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　「若葉区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成７年４月１日施行）」は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。

　附　則　　この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　２　この要綱による改正後の別表１（２）の規定は、平成３０年度以降に新規に申請する事業について適用し、平成２９年度以前に申請し、その後継続して申請する事業については、なお従前の例による。

　附　則　　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の別表１（２）の「補助限度額」の規定は、令和４年度以降に新たに交付申請する事業について適用し、令和３年度以前に交付申請し、その後継続して交付申請する事業については、なお従前の例による。

　附　則　　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　附　則　　この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

若葉区自主企画事業補助金交付要綱　別表

１　若葉区地域活性化支援事業

（１）地域づくり活動支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業（イベントの実施を主たる目的とした事業を除く。） |
| 補助対象者 | 町内自治会ボランティア団体市民活動団体特定非営利活動法人商業団体市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | 賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（税込単価２万円以上の物品）、負担金※備品購入費の補助限度額は、補助対象経費に１０分の５を乗じて得た額又は補助限度額に１０分の５を乗じて得た額のいずれか低い額とし、この額を超えた額は、補助の対象外とする。※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。①会員等内部へ支払う賃金及び報償費②単価５万円を超える報償費③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費⑤新規事業を始める際の拠点の改装に係る修繕料⑥拠点の家賃に係る使用料及び賃借料⑦会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料⑧備品のうち、区長が指定したもの |
| 補助率 | 補助対象経費合計額の１０分の１０ |
| 補助期間 | 最大３年間とする。 |
| 補助限度額 | １年目　　　２０万円又は自己負担金額（補助対象経費及び補助対象外経費の合計の額から当該補助金以外の収入額を差し引いた額をいう。以下同じ。）のいずれか低い額２・３年目　１０万円又は自己負担金額のいずれか低い額 |

（２）区テーマ解決支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 区長が別に定めるテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域活性化に資する活動事業 |
| 補助対象者 | 町内自治会ボランティア団体市民活動団体特定非営利活動法人商業団体市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | 賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（税込単価２万円以上の物品）、負担金※備品購入費の補助限度額は、補助対象経費に１０分の５を乗じて得た額又は補助限度額に１０分の５を乗じて得た額のいずれか低い額とし、この額を超えた額は、補助の対象外とする。※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。①会員等内部へ支払う賃金及び報償費②単価５万円を超える報償費③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費⑤新規事業を始める際の拠点の改装に係る修繕料⑥拠点の家賃に係る使用料及び賃借料⑦会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料⑧備品のうち、区長が指定したもの |
| 補助率 | 補助対象経費合計額の１０分の１０ |
| 補助期間 | 最大３年間とする。 |
| 補助限度額 | １年目　　　２０万円又は自己負担金額のいずれか低い額２・３年目　１０万円又は自己負担金額のいずれか低い額 |

（３）地域拠点支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び事業開始に伴う必要な事業 |
| 補助対象者 | 町内自治会ボランティア団体市民活動団体特定非営利活動法人商業団体市内の高等学校・大学の生徒・学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | ア　改装費及び事業開始経費　地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費（賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（税込単価２万円以上の物品））※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。①会員等内部へ支払う賃金及び報償費②単価５万円を超える報償費③会員の自宅から団体の活動拠点までの旅費④会員間の親睦のための食糧費及び賄材料費⑤拠点の家賃に係る使用料及び賃借料⑥会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産又は動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料⑦備品のうち、区長が指定したもの⑧補助金交付申請以前から事業を行っており、補助金交付申請にあわせて地域拠点を引っ越す場合の改装費及び事業開始経費イ　家賃　　地域拠点の確保に必要な当該年度の借家の家賃（使用料及び賃借料）※補助対象経費において、次に掲げるものは、対象としないものとする。①会員又は会員の親族が所有又は管理している不動産を補助対象団体に貸す場合の使用料及び賃借料 |
| 補助率 | 補助対象経費合計額の１０分の１０ |
| 補助期間 | ア　改装費及び事業開始経費補助最大１年間とする。イ　家賃補助最大３年間とする。 |
| 補助限度額 | ア　改装費及び事業開始経費補助（ア）　学生等で構成される団体と連携する場合１事業１拠点までを対象とし、５０万円又は自己負担金額のいずれか低い額（イ）　前記（ア）以外の場合１事業１拠点までを対象とし、２５万円又は自己負担金額のいずれか低い額イ　家賃補助（ア）　学生等で構成される団体と連携する場合１事業１拠点までを対象とし、各年度１２０万円又は自己負担金額のいずれか低い額（イ）　前記（ア）以外の場合１事業１拠点までを対象とし、各年度６０万円又は自己負担金額のいずれか低い額 |

２　区民ふれあい事業

（１）若葉区民まつり事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 若葉区民まつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業 |
| 補助対象者 | 若葉区民まつり実行委員会（区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体） |
| 補助対象経費 | 賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、修繕料、賄材料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金 |
| 補助率 | 補助対象経費合計額の１０分の１０ |
| 補助期間 | 単年度とする。 |
| 補助限度額 | 別に区長が定める額又は自己負担金額のいずれか低い額 |

（２）千葉市いちごマラソン支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 千葉市いちごマラソン実行委員会（若葉区の企業、商店、自治会等が連携し活動している各種団体の代表者等を委員として組織する団体） |
| 補助対象経費 | 千葉市いちごマラソンの会場借用や設営に係る次の経費とする。その他、食糧費（事業に係る「いちご」に限る。）も補助対象経費とする。消耗品費、燃料費、修繕料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（税込単価２万円以上の物品） |
| 補助率 | 補助対象経費合計額の１０分の１０ |
| 補助期間 | 単年度とする。 |
| 補助限度額 | 別に区長が定める額又は自己負担金額（補助対象経費及び補助対象外経費の合計の額から当該補助金以外の収入額を控除した額。）のいずれか低い額 |